

正誤表	よくわかるFPシリーズ 2019-2020年版 合格トレーニング FP技能士1級
-----	---

8338

本書において下記のとおり、誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、増刷の場合は、すでに下記正誤が反映されている場合もございます。ご了承ください。

TAC出版

頁	訂正箇所	誤	正
344	問題3	正解2	正解3
570	1行目	【第10問】	【第8問】
608	選択肢 3・4	選択肢3 右の文を文末に追加  選択肢4 適切 <b>贈与をした者</b> が死亡…	選択肢3 また、住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合は、省エネ等住宅は3,000万円、省エネ等住宅以外は2,500万円である。  選択肢4 適切 <b>受贈者</b> が死亡…
679	下から 9行目	貸付事業用宅地等：264㎡×200/ <u>300</u> …	貸付事業用宅地等：264㎡×200/ <u>330</u> …
680	11~14 行目	「また、孫Fさんは…対象にならない。」を以下の文章に変更  また、孫Fさんは「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」の適用を受けている。 2019年4月1日以後に贈与者が死亡した場合、贈与者の死亡前3年以内に本制度の適用を受けた贈与がある場合は、その管理残額は相続税の課税対象になる。ただし、受贈者が23歳未満・在学中・教育訓練受講中のいずれかの場合は除かれる。 孫Fさんは18歳のため、残額は相続税の課税対象にならない。	

以上